

資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年9月28日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル33階

インフラファンド発行者名 カナディアン・ソーラー・インフラ
投資法人

(コード: 9284)

代表者の役職・氏名 執行役員 中村哲也
(署 名)

中村哲也

本投資法人の執行役員である中村哲也は、本投資法人の2020年1月1日から2020年6月30日までの第6期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の規定及び本投資法人の規約に従い、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）が資産の運用に係る業務及び資産運用報告の作成等、開示に係る業務を行っております。また、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務及び機関運営に関する事務等を三井住友信託銀行株式会社に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等をEY税理士法人に、それぞれ委託しております。

本投資法人の会計監査人は、太陽有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告作成・提出のプロセス

資産運用報告は、一般事務受託者より提出される会計帳簿及び投資口に関する情報並びに資産運用会社の関係各部署より提出される業務情報等に基づいて、資産運用会社の財務企画部が原案を作成しております。

当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を必要に応じて受けるとともに、太陽有限責任監査法人による監査を受けて作成しております。

なお、作成された資産運用報告は、本投資法人役員会の承認後提供されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より、一般事務の処理状況等につき報告を受領し、必要に応じて本投資法人の役員会で審議を行い、又は調査を実施していること。
- (2) 開示に係る業務を行う資産運用会社において、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備が行われ、かつ実施されていることを確認していること。
- (3) 本投資法人の財務内容について、開示に係る業務を行う資産運用会社より、会計帳簿等の関係資料に基づく報告を定期的に受けており、資産運用報告の作成体制に問題がないことを確認していること。
- (4) 本投資法人に関する重要な事項について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- (5) 本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、投信法第 130 条に規定する監査証明を受領していること。
- (6) EY 税理士法人により、税務に関する事項についての助言及び確認を必要に応じて得ていること。
- (7) 森・濱田松本法律事務所より、資産運用報告の作成に際して、投信法に対する適正性についての助言及び確認を必要に応じて得ていること。

以 上